



一般社団法人 長野県植物防疫協会

〒380-0837
長野市大字南長野字幅下667-6
長野県土木センター内
電話 026-235-3510
FAX 026-235-3583



新年を迎えて

一般社団法人長野県植物防疫協会 会長 太田恒善

明けましておめでとうございます。
皆様には輝かしい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げますとともに、協会の事業推進にご理解・ご協力を賜っていますことに厚く御礼申し上げます。

昨年は、ラニーニャの影響などにより寒い冬、県北部では久しぶりの豪雪のスタートとなりましたが、その後の平均気温は春が統計開始以来4番目、夏は2番目、秋は過去最高を記録するなど、地球温暖化を肌で感じる年となりました。世界各地で記録的な高温・干ばつやそれに起因する大規模山火事、大洪水などが大きなニュースとなりました。幸い、長野県内では、比較的気象災害の少ない年となりましたが、お盆の豪雨や秋の台風など局地的に大きな農作物被害が発生しました。被害に遭われた産地、生産者の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

また、新型コロナについては協会の事業も大きな影響を受けておりましたが、昨年は3年ぶりの全国無人ヘリ競技会への参加や委託会社も参加した展示ほ巡回調査など、徐々にですが事業の充実に取り組んで参りました。

さて、国の『みどりの食料システム戦略』では、2050年の目標として「化学農薬の50%削減」や「有機農業を全農地の25%に拡大」などをあげていますが、目標達成には相当な困難を伴うことが想定されます。今後は、その実現に必要な国の施策の充実や技術開発が進められることが期待されます。また、テンサイシストセンチュウなどの新たな病害虫の侵入・発生や増加する薬剤耐性病害虫への対応、農薬取締法改正による「既登録農薬の再評価制度」など、農薬を取り巻く情勢は大きく変化しております。協会としましてもこうした変化に迅速・適切に対応し、植物防疫事業への取組を一層充実してまいります。

結びに、関係各位の益々のご健勝と長野県農業の発展をご祈念申し上げ新年のごあいさつといたします。



新年あいさつ

長野県農業試験場長 鈴木正幸

新年あけましておめでとうございます。
皆様におかれましては健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げますとともに、日頃より試験研究の推進にご支援とご協力を頂いておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて昨年は、世界的なエネルギー価格の上昇等により、国内の燃料・肥料・飼料価格が大きく上昇し、農業者の皆さまの経営には大きな影響が生じたことと思います。

農業関係試験場においては、これまでも化学肥料や化学合成農薬の使用量の削減につながる技術開発に取り組んでまいりましたが、令和3年に国が策定した「みどりの食料システム戦略」等も踏まえると、これらの取組はより一層重要になってまいります。

県では現在、令和5年度からスタートする「第4期長野県食と農業農村振興計画」を策定しており、農業関係試験場においても、この計画の目標達成に向けた試験研究の計画となる「長野県農業関係試験研究推進計画～農業技術ステップアッププログラム～」を策定しております。

この中では、環境負荷軽減や資源循環技術の開発を一つの柱として、化学合成農薬だけに頼らない防除技術や有機質肥料等の活用による化学肥料の低減技術など、有機農業にも活用できる環境にやさしい農業技術の開発を進めることとしております。その中で、病虫害複合抵抗性品種の育成、スマート農業技術の活用、温暖化対策技術の開発、脱炭素技術の開発、IPMと発生予察を活用した農薬の削減技術などの研究を推進してまいりますので、今後とも、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、(一社)長野県植物防疫協会の益々のご発展と関係の皆様方のご多幸をご祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

目次	
新年あいさつ.....	1
令和4年の病害虫発生を振り返って.....	2
GAPの推進について.....	3
話題の病害虫「イネもみ枯細菌病」.....	4
植防短信.....	5
地域情報.....	6
協会だより.....	7

令和4年の 病害虫発生を振り返って

長野県病害虫防除所

1 水稲

葉いもちは、6月～7月第3半旬にいもち感染好適条件及び準好適条件の出現数が平年と比べ多くなり、また、7月中旬以降、各地で発生が確認され、一部のほ場で急増したため、7月20日に注意報を発表し、防除を呼び掛けた。その後、病勢は停滞し、葉いもちは、平年並の発生であったが、穂いもちは、主に南信で発病穂率が高く、その他の地域でも発生の多いほ場がみられた。

斑点米カメムシ類は、6月下旬の畦畔、7月上旬～9月上中旬の本田すくい取り調査では、捕獲頭数は全般に平年並～少なかった。また、アカヒゲホソミドリカスミカメの予察灯への誘殺頭数は、全般に平年並～やや少なく推移した。斑点米の発生は、南信地域及び中信地域でやや多いところがみられたが、全般には平年並の発生であった。

2 麦類

コムギ赤かび病は、主に南信地域及び中信地域で発生し、発生の多かった前年ほどではないものの、平年と比べ多い発生となり、南信地域の一部のほ場では出荷停止などの実被害が発生した。

コムギうどんこ病は、5月上旬の巡回調査で、中信地域で発生が確認され、その後は南信地域、北信地域でも発生が確認された。6月上旬頃に急増し、平年と比べ多い発生となった。

3 果樹

リング黒星病は、巡回調査では、初発を6月上旬に確認した。DMI剤とQoI剤耐性菌に対する防除体系が徹底されたことにより、全般的に発生は平年と比べやや少なかったが、防除圧が低いほ場では発生が目立った。

リング褐斑病は、巡回調査では、8月以降から各地で発生が目立ち始め、8月末頃から早期落葉などの被害がみられたところもあった。降雨等により薬剤散布の間隔があきすぎたり、薬液がかかりにくいところでの発生が多かった。

りんごのハダニ類は、巡回調査では、6月下旬から県下各地で寄生がみられた。薬剤散布が適期にできなかった園地などでは、急激に発生密度が高まったため、8月3日に「果樹共通害虫のナミハダニ」について注意報を発表し、注意喚起を行った。その

後も高温傾向が続き、9月まで多発状態が継続した園地が散見された。

ナシ黒星病は、巡回調査では、5月上旬から被害果がみられ、「幸水」「豊水」を中心に8月まで発生が続いた。

ブドウ黒とう病は、巡回調査では、8月下旬に北信地域の一部ほ場で茎葉への発生がみられた。発生量は平年と比べ多かった。

モモせん孔細菌病は、巡回調査では、春型枝病斑は前年と比べ少なく、その後の発病は平年並に推移した。果実への被害は前年と比べ少なかった。台風の影響がなく、枝病斑のせん徐や秋季防除が徹底されたことにより、発生が抑えられたと思われた。

4 野菜

果菜類では、ジュース用トマトで、東信地域、南信地域及び中信地域で夏期の降雨により、輪紋病の発生がみられた。巡回調査ではみられなかったが、農業農村支援センターの簡易診断キットを使用した調査では、かきょう病の発生が前年と比べ多くなった地域があった。

きゅうりの露地栽培で、8月以降の降雨と収穫終期の防除圧の低下により、東信地域、南信地域及び北信地域で、炭疽病、べと病の発生が目立った。

果菜類の虫害では、各地で露地、施設栽培ともにアザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類の寄生がみられ、特にアザミウマ類の発生が目立つところがあった。

アブラナ科野菜では、東信地域、南信地域及び中信地域で、夏季に軟腐病がキャベツ等でみられた。はくさいでは、東信地域及び中信地域で、黒斑細菌病の発生が目立つところがあったほか、ピシウム腐敗病の発生も東信地域でみられた。ブロッコリーでは、東信地域及び南信地域で、収穫期に黒すす病、花蕾腐敗病が目立つところがあった。

虫害では、アブラナ科野菜全般に、栽培期間を通して、各地でコナガやチョウ目害虫（食害痕による確認のため寄主不明）による食害が多くみられた。コナガのフェロモントラップによる誘殺頭数は、平年と比べかなり多いところもあった。

レタスでは、凍霜害により生じた傷などにより、東信地域及び中信地域で、5月頃から腐敗病、斑点細菌病の発生がみられた。東信地域で、すそ枯病の発生が目立つところがあった。その他、各地で夏期の降雨により、軟腐病の発生がみられた。

セルリーでは、南信地域で萎縮炭疽病の発生が目立つところがあった。その他、中信地域で萎黄病、南信地域及び中信地域で斑点病の発生がみられた。

なお、中信地域で新たに「セルリー疫病（仮称）」

の発生がみられたため、8月26日に地区注意報を発表し注意喚起を行った。

アスパラガスでは、8月以降、斑点病の発生が各地でみられ、秋まで継続した。近年増加傾向にあっ

た茎枯病は北信地域を中心に各地でみられたが、全般に発生は平年並であった。虫害では、アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類の寄生が多い地域があった。

GAPの推進について

長野県農政部農業技術課

近年、防除器具の洗浄不足などによる残留農薬基準値の超過や病原性大腸菌等による食中毒の発生などを契機に、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっています。

また本県においても、農薬の河川流出による水質汚濁事故、トラクターの転倒などによる農作業中の死亡事故等がいまなお発生しており、「農産物の質」だけでなく、「農業の質」が問われています。

このような状況の中、本県では農業生産現場において農産物や労働の安全確保及び環境に配慮した持続的な農業生産につながるGAP（農業生産工程管理・適正な農業生産活動）の取り組みを進めています。

長野県適正農業規範や長野県GAP基準を活用し、持続的な農業生産に向けた改善活動を行うことで、産地全体の信頼を高めることが求められています。

【GAPとは】

GAPとは、Good（良い） Agricultural（農業の） Practices（実践・実践）の略で、農林水産省では「農業生産工程管理」と呼んでいます。

具体的には、①食品安全、②環境保全、③労働安全等の視点から、農業生産段階における遵守すべき法令やリスクについて認識し、その認識に基づいた農業生産活動を行うことで、農産物の安全性や信頼性の確保などに向けた、より良い農業を実践していくための取組のことでです。

長野県では「なぜGAPに取り組むのか」「適正な農業生産活動が出来ていなければ、どう改善すればよいのか」を示し、適正な農業のあるべき姿として「長野県適正農業規範」を取りまとめて、ホームページ上で公開しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/hiryu/gap/gap.html>

規範の中では、適正な農業生産のために行うべき事項についての必要性、農業生産活動の改善方法に関する解説を行い、また関係法令などについても掲載しています。

また、食品安全、環境保全、労働安全の視点から、

農業生産活動が適正なものであるかどうか点検・確認するための判断基準となる「長野県GAP基準」も、長野県ホームページ上で公開しています。品目は、米、麦、野菜、果樹、菌床きのこ、原木きのこ、花きの7品目で、農林水産省の「農業生産管理工程（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（以下「共通基盤ガイドライン」という。）」で示されている取組例を詳細に掲載しています。

【GAPの種類】

GAPには、上述した県で公開している都道府県GAPのほかに、民間団体が認証するヨーロッパ中心の国際的な認証であるGLOBALG.A.P.や日本初の国際認証として認められたASIAGAP、日本国内で広く認証が広がっているJGAP等があります（表1）。

令和3年に開催されたオリンピック・パラリンピック東京大会の選手村等での食品調達の要件として、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP等の国際水準GAP等が求められていました。また、一部の小売店との取引条件や、最近拡大している輸出の際の条件として、取引相手から要求されることが増えてきています。

GLOBALG.A.P.やASIAGAP、JGAPは第三者機関による認証制度を備え、審査は民間の審査会社が行い、審査には審査料や審査員の旅費等の経費がかかります。

長野県内の国際水準GAP認証件数は増加しており、令和4年3月末現在で52件となっています（表2）。教育機関でも、平成30年3月には富士見高校が「トマト」で、平成31年4月には長野県農業大学校が「ながいも」でGLOBALG.A.P.認証を取得しています。

表1 GAPの種類

種類	運営主体	特徴	GFSI認証 (注1)	オリバラ 調達基準
GLOBALG.A.P	FoodPLUS GmbH	・ドイツに本部を置く非営利組織が運営 ・対象は青果物、穀物、茶、家畜、水産養殖	○	○
ASIAGAP	(一財)日本GAP協会	・日本初のGFSI認証を取得した国際認証 ・対象は青果物、穀物、茶。	○	○
JGAP		・茶や水田農業等日本や東アジアを考慮して設計。 ・対象は青果物、穀物、茶、家畜・畜産物	×	○
都道府県GAP	都道府県	・都道府県独自のGAP ・確認制度を備える都道府県もある。	×	△(注2)

注1)世界的な小売業者・食品関連業者の集まりであるGlobal Food Safety Initiativeの認証
注2)都道府県の確認がある場合

表2 国際水準GAPの取得状況

認証の種類	件数	品目
GLOBALG.A.P.	19	いちご、レタス、トマト等
ASIAGAP	5	トマト、ぶどう等
JGAP	28	レタス、りんご、米等

【GAPの実践】

「GAPの実践」とは、農業の一連の工程を確認して、その中にあるリスクを評価し、改善点を洗い出し、工程を記録して、これを「点検」することにより、法律や社会の規範に照らして不適切な「行為」があるとすれば、これを「改善」することです。

適正管理の手順（サイクル）



たとえば農薬を例にとると、関連する法律としては、「農薬取締法」「毒物及び劇物取締法」「食品衛生法」などがあり、これらを遵守しながら散布等を行う必要があります。

また農薬を散布する場合は、

- ①食品安全：食品残留基準値の超過
 - ②環境保全：防除器具の洗浄水の河川への流入
 - ③労働安全：散布者の作業中の被曝・中毒
- といったリスクに対する未然の防止対策が必要です。

農薬を散布した後は、防除機器の洗浄や残薬等の処理を適正に実施し、散布記録を残す必要があります。

農薬取締法の改正により、農薬の安全評価方法が見直されたり、ドローン等小型無人防除機による農

薬散布が拡大する一方で農薬のドリフトが注目されるなど、農薬を取りまく情勢は日々変化しています。

「これまでこのやり方で問題はなかった」という考えではなく、どうすればより安全に作業が実施できるか、間違いやロスを減らしてより適正な農業が実践できるか、記録を基に常に確認して取組を進めることが重要です。

【国際水準GAPガイドライン】

農林水産省では、輸出の拡大等により国際的な農産物の取引が増加していることなどを背景に、国際水準相当のGAPの取組みを全国に普及することを目指し、令和4年3月、これまでの「共通基盤ガイドライン」を廃止し、新たに、国際的にも一般的なとなっている「人権保護」及び「農場経営管理」の2分野を加えた「国際水準GAPガイドライン」を策定しました。

これに伴い、これまで「共通基盤ガイドライン」に基づき、県とJAグループで組織する長野県GAP推進会議で定めた「長野県GAP基準」について、国際水準へ引き上げることとし、現在、改定に向けた検討を進めているところです。

【令和5年度のGAPの推進について】

現在策定を進めている「第4期長野県食と農業農村振興計画」においても、「安全・安心な農産物生産の基礎」としてGAPの取組みを位置づけ、推進していく予定です。引き続き、各地域でのGAP研修会の開催、GAP指導員育成研修や現地研修会などを通じて、GAPの認知度向上と、経営体の取組レベルに応じた「知る」「(実践)する」「(認証)とる」の具体的な項目について実践支援に取り組んでまいります。

また、前述した県GAP基準の国際水準へ引き上げや、国際水準GAPに対するマーケットニーズの一層高まりに対応するため、国際水準GAPの認証取得支援や、既存のGAPから国際水準の取組みへのステップアップを推進してまいります。

話題の病害虫

イネもみ枯細菌病

農業試験場 島上卓也

1. イネもみ枯細菌病とは

イネもみ枯細菌病は、*Burkholderia glumae*によって引き起こされる水稻の種子伝染性病害であり、細菌性病害あるため、完全防除は難しい。本病の病徴は

主に育苗中に発病する「苗腐敗症」と穂で発病する「穂枯症」がある。本県ではこれまで苗腐敗症が育苗センターを中心に問題となっており、九州地方など西南暖地で主に発生している穂枯症は、ほとんど見られなかった。しかし、昨年は県内の一部地域で多発生のほ場が確認され、今後の発生が危惧される。

2. 苗腐敗症の病徴と防除

病徴は、感染が激しいと幼芽で見られるが、通常、第2～3葉期に現れる。罹病苗の2または3葉は、葉鞘を破って出葉し、白～黄色に脱色後、腐敗枯死

する(写真1)。罹病した苗の芯葉は地際近くの葉鞘内で褐変・腐敗しており、たやすく引き抜ける。

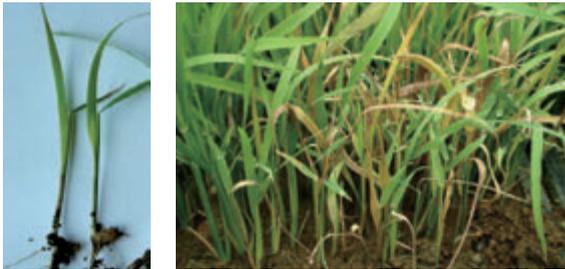


写真1 苗腐敗症の病徴

種子伝染性病害であるため、無病種子を用いることが最も重要であるが、保菌籾の肉眼での判別は困難を極めるため、適切な育苗管理および薬剤消毒が、ポイントとなる。なお、採種栽培と一般栽培とは推奨する組み合わせが異なるため、ここでは一般栽培向けの方法を紹介する。

もみ枯細菌病菌は30℃以上に発病適温がある高温性の細菌であるため、高温管理は発生を非常に助長する。催芽・出芽温度を28℃以下で管理することで発病は劇的に減少する。これに加えて、育苗培土を軽量培土に変更することも発病抑制につながる。化学薬剤では、種子消毒剤であるテクリードCフロアブルと播種時のカスミン剤(液剤、粒剤)で体系処理すると、効果が安定する。60℃で10分間行う温湯処理や生物農薬(タフブロック、エコホープDJほか)の催芽時処理は、それぞれ有効であるが、両者を組み合わせることでより高い効果が得られる。

3. 穂枯症の診断と防除

穂枯症は出穂後2～3週間に病徴が現れ、色調は淡い褐色～ピンク色をしている。軽症穂は罹病している一部の枝梗が傾穂しない。重症穂は稔実せず、

穂が直立したままになる。見た目は、穂いもち(籾いもち)に似ていることから、混同しやすい。穂いもちが通常、籾から枝梗部まで褐変する(写真2)のに対し、穂枯症は籾のみが褐変し、枝梗部は緑色を保つ(写真3)。穂枯症に重度に罹病した場合、玄米に褐色の縞模様が入る。稲の穂枯症への感受性は、出穂～約10日間で高く、降雨等による多湿条件下では、発病が助長される。また、過剰施肥(窒素)栽培も葉色が濃くなり、発病が助長される。



写真2 籾いもちの病徴



写真3 穂枯症の病徴

穂枯症は、苗による病原菌の持ち込みが主要な伝染源と考えられている。穂枯症に対して卓効を示す薬剤はないため、伝染源である苗腐敗症の防除を徹底することが重要である。

穂枯症に対し一定の効果が認められる薬剤は、抵抗性誘導型の薬剤のイソチアニル含有苗箱施薬剤(ルーチン、スタウトほか)やDr.オリゼ箱粒剤等の移植当日処理及びオリゼメート粒剤の出穂前3週間頃の本田散布である。なお、イソチアニル含有苗箱施薬剤は播種時処理すると苗腐敗症の発生を軽減できる。これらの薬剤はいもち病と同時防除が可能である。

植防短信

長野県農薬管理指導士認定事業の実施について

県では農薬使用、農薬販売等に携わる者(農薬取扱者)に対して、農薬に関する専門的な知識を習得し、農薬取扱者の資質向上と農薬の安全使用の推進を図ることを目的に、毎年、長野県農薬管理指導士認定事業として養成研修(認定試験含む。)及び更新研修を実施しています。

また、平成25年4月に改定された「住宅地等における農薬使用について」通知(以下「住宅地通知」という。)では、県や市町村等の地方公共団体が管

理する公共施設等における植栽の病害虫防除業務等を実施するにあたり、植栽管理業務委託時の仕様書への遵守事項の規定や、適正使用に関する資格の入札要件化、研修会への定期的な参加などの具体的な取組事例が示されています。

この通知を受け、県では、毎年6月に開催する農薬適正使用研修会と今回実施する長野県農薬管理指導士更新研修会を、住宅地通知に規定する定期的な参加を要する研修会と位置付けています。

令和4年度の研修会につきましては次のとおりです。

○長野県農薬管理指導士

養成研修会及び認定試験

オンライン配信による研修会と現地会場での開催となります。

1 期日

令和 5 年 2 月 20 日 (月)
22 日 (水)

2 開催方式等

【20 日 (月)】(研修会)
オンライン配信

【22 日 (水)】(認定試験)
長野県総合教育センター講堂
(塩尻市大字片丘南唐沢6342-4)

3 対象者

長野県内に住所または勤務先を有する満 20 歳以上の農薬取扱者等で、現に農薬取扱業務に従事している者。

○長野県農薬管理指導士更新研修会

(住宅地通知指定研修)

1 期日

令和 5 年 2 月 13 日 (月)
17 日 (金)

2 開催方式

オンライン配信。

両日、同様の内容となりますので、どちらかの期日を選択ください。なお、回線の都合上、人数を制限(定員制)しております。

3 対象者

- (1) 農薬管理指導士認定期間満了者
- (2) 農薬管理指導士認定試験免除者
- (3) 植栽等の防除業者等

この研修会の概要および関係書類の提出方法等の詳細は長野県公式HPに掲載しておりますのでご覧ください。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/shidoshi.html>) (農政部 農業技術課)

令和 4 年度

長野県病害虫防除研修会のお知らせ

近年、水稻をはじめとした普通作物では、無人マルチローター(ドローン)の利用が増加しており、野菜等への利用拡大も始まっています。

新たに事業散布に取り組む者が増えていることから、散布構造等を理解するとともに、利用に当たってのリスクや注意点等について確認が必要です。

また、水稻ではヒメトビウンカにより媒介されるイネ縞葉枯病の発生が拡大しており、防除対策等の対応が必要となっています。

これらの課題や対応等について、知見と理解を深め、安定生産に寄与することを目的として開催します。

- ・主催 長野県病害虫防除所
- ・共催 (一社) 長野県植物防疫協会
- ・日時 令和 5 年 2 月 27 日 (月) 13 時~16 時
- ・開催方法 拠点・WEBハイブリット開催
- ・研修内容

①「無人航空機防除の現状と課題」

②「無人マルチローターによる農薬の散布特性とコムギ赤さび病に対する防除効果」

③「ドローンによる防除作業のポイント・注意点」

④ヒメトビウンカ媒介「イネ縞葉枯病の防除」

⑤上田市上田地域におけるイネ縞葉枯病防除対策」

- ・講師(予定) (一社) 農林水産航空協会、相馬商事株式会社ドローン事業部、JA信州うえだ、長野県農業試験場 各担当者

○研修内容の題名は現在調整中であり、変更となる場合もあります。

○開催要領は決まり次第、関係機関へ速やかにお知らせします。(病害虫防除所 北澤修司)

地域情報

かぼちゃ栽培でのドローン防除検討始まる

古くから良食味、多収の産地として水稻生産が盛んな佐久地域では、近年スマート農業機械の導入も進み、ドローン活用による農薬散布が増えています。このドローンを水稻作だけでなく転作等による野菜生産ほ場に導入検討する動きがでてきました。

最近ではドローン散布を目的とした農薬登録も増えています。今回はその中で、浸透移行性に優れた殺虫剤「モベントフロアブル」のかぼちゃのアブラムシ類に対する効果を確認しました。

令和 4 年 6 月、ドローンを導入した佐久市内の生

産法人に協力いただき、検討を行いました。

検討では登録の中で、少量で散布が可能になる 24 倍液、と 50 倍液を選び、さらに飛行高度 2 m と 3 m で散布した際の、アブラムシ類に対する防除効果と薬害および、風圧(ダウンウォッシュ)のかぼちゃに与える影響やドリフトの可能性について、従来の動力噴霧機手散布と比較検討しました。

アブラムシ類が極めて多い条件下での試験でしたが、非常に防除効果が高く、散布 3 週間後まで発生抑制されていることが確認できました。また、散布飛行高度は、高度 2 m の低空飛行散布でもかぼちゃの葉が傷ついたりすることなく、ドリフトの心配もなく散布できました。また、防除に要した時間は約 3 分/10 a と従来の手散布防除と比べ 1/3 程度の時間で防除が可能であることが判り、かぼちゃを中

心とした水田転作品目の生産において、省力的なドローンによる農薬散布の導入に期待が持たれました。
(佐久農業農村支援センター 松木宏司)



ハウス栽培ぶどうにおける土着天敵利用 によるハダニ類密度抑制対策の取組み

近年、ハウス栽培ぶどう園でハダニ類の発生が問題となっており、農薬散布回数の増加により薬剤抵抗性の発達が懸念されています。そこで令和3年度に、カブリダニ類へ影響の小さい薬剤で構成した薬剤防除体系とし、ハウス栽培ぶどう園に天敵製剤を設置してハダニ類の密度抑制が図れるか検討しました(写真)。その結果、ハダニ類の密度は低く推移したものの、天敵製剤由来のカブリダニ類の発生は

少なく、土着のカブリダニ類が優占したことが明らかになりました。

天敵製剤の設置がきっかけとなり、調査したハウス栽培ぶどう園では、土着のカブリダニ類が元来生息し、これらがハダニ類の密度抑制にある程度貢献できる可能性が示されました。そこで令和4年度は、カブリダニ類に影響の小さい防除体系とした同ハウス栽培ぶどう園を試験区、慣行防除体系とした他のハウス栽培ぶどう園を対照区として、土着カブリダニ類の発生状況を比較し、ハダニ類の密度抑制効果を検討しています。

今後も、JAや専門技術員等と連携して考察を深め、IPMIに関連したハダニ類の密度抑制対策を検討していきます。

(上田農業農村支援センター 木曾秀紀)



天敵製剤設置に関する関係者打合せ(令和3年度)

協会だより

令和5年版 「長野県農作物病害虫・雑草防除基準」 発行のお知らせ

★★★ 安全・確実な防除のための1冊 ★★★

病害虫・雑草防除の基本事項が集約されています。農薬の効果的な使い方、安全を確保する正しい使い方、総合的病害虫雑草管理(IPM)など環境にやさしい農業活動の実践のため、病害虫・雑草防除基準を活用しましょう。

令和5年2月上旬発行予定

価格：800円(消費税込み、送料別途)

お問い合わせ・ご注文は、
(一社)長野県植物防疫協会事務局 電話026(235)3510、FAX026(235)3583、または最寄りの農業農村支援センターまでお願いします。

発生予察用調査資材の斡旋について

効率的かつ根拠に基づいた防除やIPMの実践などには、病害虫の発生を予測する情報等が欠かせません。当協会では、(一社)日本植物防疫協会が取り扱う発生予察用調査資材を斡旋していますので、活用して下さい。

次ページに示す資材を提供していますが、それぞれの製品は防除目的に使用しないことが前提です。購入希望の方は、本協会のホームページ(<https://www.nagano-ppa.ne.jp/>)から申込用紙を印刷し、必要事項をご記入の上、本協会までFAXで申込み下さい。

【行事】

- 11月8日 農作物病害虫・雑草防除基準編成会議(須坂市)
- 11月18日 「ながの植物防疫」編集委員会(長野市)
- 12月5日 朝日税理士法人会計指導(長野市)
- 12月9日 病害虫発生予察事業成績検討会(須坂市)
- 12月16日 農薬等普及展示事業成績検討会(長野市)

「ながの植物防疫」はホームページでもご覧になれます。
URLは<https://www.nagano-ppa.jp/>です。

一般社団法人 長野県植物防疫協会 行
FAX 026-235-3583

[本申し込み用紙は、コピーしてご利用下さい。]

発生予察用調査資材申込書

(社) 日本植物防疫協会の発生予察用調査資材申込規約 (下記) に従い、本調査資材を防除用には使用しないことをここに明確にし、下記のとおり申込いたします。

申込規約 1. 当協会では、発生予察 (以下、調査研究を含む) に用い防除目的には使用しないことを明確にされた場合に限り発生予察用調査資材 (以下、調査資材) の申込を受け付けます。 2. 当協会へ申し込む方は、その調査資材を使用する方が防除目的に使用しないよう十分に指導することとします。 3. 当協会で取り扱った調査資材について、防除目的に使用した場合は、その責任は申込者と使用者の責任とします。 4. 注文の間違いによるフェロモンの返品はおことわりいたします。

(必ずご記入下さい) 申込者氏名 _____ 年 月 日

(消費税込・送料サービス 取扱商品及び価格については予告なく変更になる可能性があります)

Main table with columns: 品目 (対象害虫名), 社名, 備考, 本体価格, 数量, 品目 (社名)・内容, 本体価格, 数量, 色指定. Includes sections for 茶関係, 粘着式トラップ, 乾式トラップ, 果樹関係, 芝関係, and 通信欄.